

「都市計画法第34条第6号」の運用基準

(平成12年 4月 1日施行)

(平成19年11月30日施行)

「都市計画法第34条第6号」に規定する建築物又は第1種特定工作物とは、都道府県が国又は中小企業事業団と一体となって助成する中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供するもので、次の各項に該当するものとする。

- 1 中小企業総合事業団法第21条第1項第2号又は第3号における「中小企業構造の高度化に寄与する事業」に該当し、中小企業高度化資金の貸付けを受ける高度化事業であること。
- 2 申請建築物等は必要最小限のものとし、周辺と調和するものであること。
- 3 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。